原　著

匿名化から虚構化へ：
実践報告の存在理由に即して

大学院社会学研究科長
心理学専攻　教授　吉　田　章　宏

淑徳心理臨床研究　第2巻　2005　抜刷

原　著

匿名化から虚構化へ：実践報告の存在理由に即して

大学院社会学研究科長
心理学専攻　教授　吉　田　章　宏

概　要

本稿では、創刊号における、実践報告の「匿名化」に関する考察を受けて、「虚構化」について考察した。「匿名化」を求める「実践報告」の存在理由を考察してみた。臨床実践と実践記録・報告の間には「卵が先か、鶏が先か」という時間的循環性がある。教育実践にせよ心理臨床実践にせよ、「実践」の経験は、実践記録・報告の存在に先立つ。が、一編の実践記録も読まないまま専門家として実践を経験する場合は皆無に近い。実践記録には多種多様な存在理由がある。中心には、実践経験・体験の伝達・伝承・継承が考えられる。しかし、来談者（C）、実践者（T）、書き手（W）、読み手（R）のそれぞれにとって、その存在価値は異なる面をもつ。匿名化が通例なされる臨床実践記録における来談者（C）の匿名を実名化する場合を考えてみる。そして、さらに匿名化から虚構化へ進める場合を考え、その利害得失を解明した。「虚構であるとして語ることで、事実を語ることが可能となる」ことが発見される。この「虚構化」は、通例の場合とは逆に、「事実であること」を「事実でないこと」（虚構）として述べることである。「事実であるか事実でないか」を曖昧化する、あるいは、「事実ではない」と否定化する、その何れかの性格をもつ。臨床実践記録における虚構化には、「伝達における虚構化」と「創造における虚構化」が識別される。「虚構法」による報告では、「実名法」や「匿名法」で表現できたことは、「それが事実である」という主張をしない限り、すべて表現できる。内容の加筆訂正削除、変形（デフォルム）も強調も自由となる。「実名化」、「匿名化」に加えて、「虚構化」の参加によって、実践記録・報告の世界は豊饒化される。しかし、他方、改めて、「事実」の意味と重要性の問題が主題化される。さらに、臨床実践とその記録報告の「科学性」と「芸術性」の問題も主題化されることになる。

はじめに

創刊号の論稿（吉田章宏，2004）においては、心理臨床実践報告における「匿名化」の意味と構造について考察した。それを受けて、本稿では、実践報告の「虚構化」について考察する。表題「匿名化から虚構化へ」と副題「実践報告の存在理由に即して」にも表現しているように、「虚構化」そのものを先の論稿の考察から離れて独立に考察するのではなく、「匿名化」との関連および「実践報告」との関連という脈絡の中に位置づけて、「虚構化」を考察することを目指す。まず、「匿名化」について、先の論稿で得られた洞察を簡潔に述べる。その上で、「匿名化」を求める「実践報告」そのもの存在理由について改めて考察してみる。そして、その存在理由と「匿名化」を求める目的動機を、同時に満たす可能性の探究に入る。そこで、「実名化」の持ちうる問題性を再度確認する。その上で、実名化の対極としての「虚構化」の解明を開始する。この解明は、同時に、1）実践報告の存在理由の解明、2）匿名化と実名化の問題性の解明、この二つを基盤とも背景ともしつつ、「虚構化」の多種多様な可能性と、それぞれの「虚構化」の機能の多様な可能性の探究を目指す。

匿名化の意味と構造

人間科学における実践報告あるいは実践記録、例えば心理臨床実践の報告あるいは教育実践の記録など、においては、しばしば関係当事者の「匿名化」が行われる。それゆえ、「『匿名化』を選ぶ」行為の意味と構造を考えることができる。ここで、心理臨床実践における「匿名化」の場合に限定して考えてみよう。すると、報告される特定の実践とその報告にかかわる人々としては、つまりその実践と報告の当事者としては、来談者・患者（Client）、実践者・心理臨床家（Therapist）、実践記録・報告の書き手・執筆者・報告者・著

者（Writer）、実践記録・報告の読み手・読者（Reader）を考えることができる。仮に、以上四者のそれぞれをC, T, W, R、で表記するとすれば、主題化される出来事は、「心理臨床実践において、Cが語り、Tが聴く。それを、Wが書き、Rが読む。」と表現され、この出来事に関わる4種の人間について、(C, T, W, R）という擬似的ベクトルを考えることができる。そこで、記録・報告において、それぞれを実名にする場合には（1）の値をとり、匿名とする場合には（0）の値をとると定めると、C, T, W, Rの総ての人々を実名で報告する場合の（1, 1, 1, 1）から、それら総ての人々を匿名で報告する（0, 0. 0. 0）までの、16通り場合が論理的可能性として考えられる。その具体相をみると、「実名化」と「匿名化」には、多種多様な場合が考えられ、C, T, W, R、の相互間の分離と融合の問題、時の流れによる実名と匿名の変化などが観察される。そこから、「書く」の動機と「選ぶ」の動機として、公共、利他、利己の動機などを浮き彫りとすることができた。そこから、また、「秘密」と「公刊」の矛盾、「守秘」と「伝達」の矛盾、が指摘され、「匿名化」は、義務というよりは、むしろ、実践記録・報告を「書く」動機あるいは目的を護るための権利であると考えるのが、より適切であろうということを明らかにした。

以上の考察を基盤とも背景ともして、以下においては、実践記録報告における(1)「匿名化」から「実名化」への拡大の方向、および、(2)「匿名化」から「虚構化」への拡大の方向、および、(1)と(2)の両者による、実践記録報告の多種多様な可能性の開拓について、また、その多様化と統合化の可能性についての考察を行う。

臨床実践と実践記録の時間的循環性

さて、教育実践にせよ、心理臨床実践にせよ、狭義の「実践」が人間によって経験されることは、実践記録・報告が執筆されたり読まれたりする以前から発生するものであるということは、少なくとも実践というものの始原においては、自明のことであろう。ただし、一端、実践記録・報告なるものがこの世に存在するようになれば、つまり、「書く」ということが行われ、それを「読む」ということが広く一般に行われるようになれば、臨床実践と実践記録との関係は、たちまちにして、いわゆる「鶏が先か、卵が先か」という関係に入ることに成る。例えば、今日では、実践記録・報告の一編も読んだことも無いままで実践を経験する場合は皆無と言ってよいであろう。もちろん、特定の臨床実践とその実践報告との関係は、当然、臨床実践あって初めて実践報告が存在可能となる、ということは自明のようにも見える。しかし、さらによく見てみるならば、一つの実践の具体的な過程の内部においては、必ずしもそうは言えないことに気づくのである。すなわち、治療者には、それぞれの種類の臨床実践への予期が、意識化の程度に違いがあるにせよ、必ず予め持たれている。例えば、神経症の症例の実践とその報告について考えるならば、ある治療者がその特定の神経症患者の来談者と初めて面談する以前に、治療者は神経症患者に関する、精神医学の教科書の記述を「読む」経験だけでなく、自他を問わず、専門家による臨床実践記録を「読む」という経験を積んでいることが想定されるであろう。その治療者は、その「読み」の経験に基づいて、神経症患者の診断に当たることになる、と考えてよいであろう。この点では、極めて初心のインターンの学生で、未だ臨床経験が無い場合に、初めてインテークするというような場合でも、事情は全く同様である。臨床実践の経験に先立って実践記録を「読む」という経験があることが想定され、それに基づく「前理解」が成立し、その「前理解」が、そのインテークの実践の前提となるに違いないのである。そして、その意味では、その特定の実践記録においては、もし詳細かつ正確に記録し報告するとすれば、臨床実践以前に、先行する臨床記録・報告が存在しなかったとは、言えないことになる。つまり、具体的な時間的経緯を離れては、「臨床実践」が「実践報告」に先立つとも、逆に、「実践報告」が「臨床実践」に先立つとも言えないのである。そこで両者は、相互に前提し合う「鶏が先か、卵が先か」という関係にあることになる。言い換えれば、実践においては、自他の実践体験が、記録され、実践記録・報告と言う形を通して、多種多様な仕方で、自他の間で共有されるという事実がある限りにおいて、実践体験の伝達、伝承、継承が行われており、それ故に、たとえその伝達・伝承・継承そのこと自体については、特定の実践記録・報告との関連において、「書く」ことも「読む」ことも為されなかったとしても、その事実の存在は十分の確信をもって想定することができる。そして、「臨床実践」が「実践報告」に先立つという単純な直線的

な時間的関係は想定してはならないことも確信されるのである。この「臨床実践と実践報告」との時間的相互関係は、より一般的に言えば、理論と実践の時間的相互関係の基本構造と同型の特殊な場合であるとも考えることができる。

そこで、「臨床実践記録・報告」の存在理由を解明するに当たっては、この「実践」と「記録・報告」との時間的相互関係、つまり「鶏が先か、卵が先か」という相互規定関係を十分に考慮しつつ、考察する必要があることになる。

実践記録・報告の多種多様な存在理由：実践経験の伝達・伝承・継承

実践記録・報告の「匿名化」、「実名化」あるいは「虚構化」を考える基盤として、そのそもそもの存在理由（raison d'être: reason for being）を考えることから始めたい。実践記録・報告の存在理由など自明のことではないか、と問う人もあろう。しかし、自明とされていることほど、必ずしも自明ではない可能性が大きいのである。だからこそ、敢えてこの問いを問うことが大切なのだ、と考えるのである。では、実践記録・報告の存在理由は何であろうか。

これは、普遍的かつ一般的に言えば、人間経験の記録・報告の存在理由ということになるであろうが、そのように空虚に一般化するまえに、多少は具体的に、先に分節化した、C, T, W, R, の各々にとっての存在理由を考えるところから始めてみよう。ここでは、C, T, W, Rが、相互に分離していて、実際にも四者の人間たちから成っている場合について考えよう。この場合、C, T, W, Rは、特定の個人としてのC, T, W, Rそれぞれにとっての価値を通して、その存在理由を考えるのみではなく、さらに、C, T, W, Rそれぞれが属する集団あるいは組織にとっての価値を通して、その存在理由を考えることが必要であろう。それは、それぞれ特定の個人としてのC, T, W, Rと、その特定の個人にとっての他者としての*C, T, W, R*, それに、それら両者を含む大小さまざまな多種多様な組織・集団としてのC, T, W, Rを考えることができる。例えば、特定の個人Tと、その個人にとっての他者であるもうひとりの実践者・心理臨床家*T*について言えば、Cとしては、過去・現在・未来にわたる患者の集団、あるいは、狭い地域社会における現実的あるいは可能的来談者・患者の集団と組織から全世界にわたる現実的あるいは可能的来談者・患者の集団とその組織に至るまで、考えねばならないであろう。遂には、全人類の歴史おけるCを考えることさえ可能であろう。また、Tとしては、Tや*T*にとっての、実践者・心理療法家の多種多様な集団と組織、クリニックあるいは学会など、Wとしては、書き手・執筆者・報告者・著者の、これまた、多種多様な集団と組織、そして、Rとしては、そうしたWによって書かれる実践記録・報告の現実的あるいは可能的な読み手・読者の集団と組織を考えなければなるまい。例えば、S.FreudをT（＝W）とするなら、彼以降の全人類を読み手となる可能性をもつ集団としてRとして考えることもできよう。しかし、こうなると、それらについて考えるだけで、問題は膨大となり、ここに与えられた紙幅を遥かに超えることは避けられない。それは、ここでは回避することにする。そこで、極力限定することに努めて、個人としてのC, T, W, Rを、そして、それぞれにとっての他者である個人としての*C, T, W, R*, までを、原則として本稿の視野に収めることにする。

ここで、C, T, W, Rの間の成立するそれぞれにとっての実践記録・報告の存在理由の関係を考えてみよう。それを少しでも具体的に考えるために、C, T, W, Rの間で、互いに、存在理由を伝達しあうコミュニケーションの流れを考えてみることにする。すると、その流れの経路は、図1 に示すような、あたかも流れ作業を思わせる双方向的ではあるが直線的な時間の流れの線構造の中に収められうるであろうか。

それは、明らかにそうではないであろう。前節で述

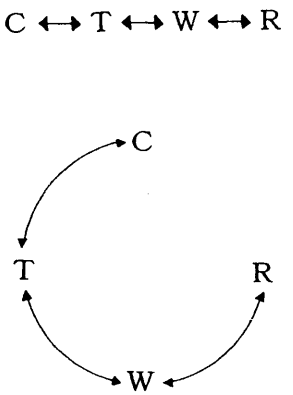

図 1　C, T, W, R間の双方向的コミュニケーション：流れの線

べた「臨床実践と実践記録の時間的循環性」、つまり、Cにとっての記録・報告の存在理由、利害関係や価値関係は、Tのみに関係するのみではない。別個に解明される必要のあるWやRへの関係にも依存することは、明らかであろう。言い換えれば、存在理由を伝え合うコミュニケーションの流れは、C, T, W, R, の四者の相互間および自己内部での双方向的コミュニケーションとして想定される。

ここで、C, T, W, R, それぞれにとっての記録・報告の存在理由を規定する、C, T, W, R, が相互に及ぼしあう直接的な利害関係を、あるいは、お互いにとっての価値関係の可能性を、双方向的コミュニケーションの流れとして双方向的矢印で示すなら、図 2 のように示せるであろう。それぞれにとっての記録・報告の存在理由は、この可能的な価値関係を基に生じると考えてみよう。

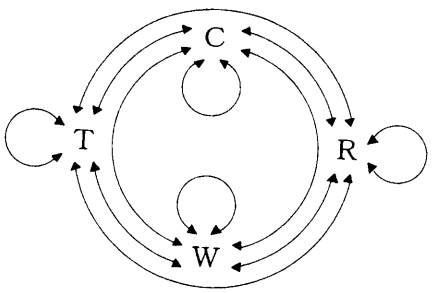

©Akihiro Yoshida 2005

図 2 C, T, W, R間の双方向的コミュニケーション：流れの網

さてそこで、まず、C（Client）である来談者・患者にとっての臨床実践記録・報告の存在理由である。C自らが来談者・患者として、治療者*T*による治療を受けた或る症例について、*W*によって、記録・報告が為されることは、自らの症状や病状など将来における問題の再発の防止あるいは治療に、その経験から学んだ智恵が、CあるいはTによって活かされるならば、Cにとっても積極的な存在理由となりえよう。逆に、もしそのように活かされる可能性がないならば、少なくともCにとっては、この意味では存在理由などない、とも言える。仮に、たとえ、C自身における将来の再発防止あるいは治療に活かされないとしても、「Cである私の症例が、将来同様に罹病して*C*となる可能性のある他の人の治療あるいは予防に役立つ」ということが、Cである私にある充足感を与えてくれるとするなら、そのこともまた、Cである私にとっても、存在理由となりえよう。さらに、後に見るように、C自身が、Cについての記録・報告を読むことが、C自身の人間的成熟に資するとして、そのことをC自身が自覚するなら、それも、存在理由となる。

つぎに、T（Therapist）である実践者・心理臨床家にとっての臨床実践記録・報告の存在理由である。まず、自己（T、あるいは、TとWが融合する場合は、T=W）あるいは他（*W*）による臨床実践記録・報告は、自己の事後の実践に向けての示唆・教訓・指針などになるという存在理由がある。さらに、同時代のみならず将来における他の*T*に対しても、同様の効用と存在理由がある、と考えられる。この他者であるTにとって意味を持つ可能性があるということが、T自身の臨床実践の自己にとっての意味をさらに充実させるということがある。同様に、他者である書き手（*W*）の存在理由を支える。そして、さらに、Tの実践が書き手（*W*）によって書かれ、それが読み手（*R*）によって読まれて何らかの裨益をもたらすということも、Tにとっての実践記録・報告の存在理由の内実を成すことにもなる。さらに、読み手の中には来談者（*C*）自身も含まれうるし、将来の未知の来談者（*C*）も含まれうる。それらにとって読む価値があることが、間接的には、T自身にとっての、記録・報告の存在理由の内容を成すことにもなる。

つぎに、W（Writer）である書き手・執筆者・報告者・著者にとっての臨床実践記録・報告の存在理由である。一般的に言えば、作品が作者にもつ共通の存在理由をもつ。すなわち、作品は作者の自己表現であり、作者の実存を充実させる。その意味で、内在的な存在理由をもつ。さらに、読み手（*R*）が読む価値があると認めて読む限りにおいて、作者に充実感を与えるという存在理由を、作者に対してもつことも明らかであろう。逆に、実践者（*T*）に、それによって、実践活動の存在価値を実感させる限りにおいて、実践記録・報告は、書き手（W）にとって、存在理由をもつ。そして、読み手（*R*）に、来談者（*C*）が含まれることにより、記録・報告が来談者にも裨益するということがあれば、やはり、それも、書き手にとっての、存在理由となりうるであろう。

そして、終わりに、R（Reader）である読み手・読者にとっての臨床実践記録・報告の存在理由である。

上記のように、このRには、別の観点から捉えれば、C, T, Wも含まれうる。Rにとっては、それがRの生に何らかの積極的な意味をもつ限りにおいて存在理由がある。Rが、単なる「好奇心」あるいはスキャンダル好みの「のぞき趣味」で読み手になるとしても、あるいは、人間の生の不思議さに対する真面目な関心から読み手になるとしても、つまり、その動機の質が異なるとしても、その動機の評価そのものは、読み手にとっての存在理由の有無を直接には左右しない。ともかく、読み手にとっては、存在理由があると言える。一人の読者としての臨床家（T）にとっては、記録・報告は、自らの臨床実践の意義を確認する意味があり、また、客観化された記録によって、実践の意味を読み解く契機となるという意味もある。確かに、臨床実践家にとっては、記録・報告の存在理由はある。そして、書き手（W）にとっては、記録・報告そのものが、書き手としてのWの存在理由の証しとなるのであってみれば、存在理由があることは、自明であると言ってよいであろう。問題は、読み手（*R*）としての来談者（C）にとっての記録・報告の存在意味である。しかし、Cにとって、Wによって書かれた記録・報告の存在によって、Cの私生活、プライバシーが侵害され、Cの生活が何らかの損害を蒙ることになるならば、少なくとも、Cにとっては、その記録・報告は、存在することを欲しない書き物であり、公刊して欲しくないものである、ということになるであろう。あるいは、極端な場合には、Cは、その公刊に反対して訴訟を起こしさえするかもしれない。振り返ってみれば、ここに、先の論稿で考えた「匿名化」の問題が発生する理由の一つがあったのであった。簡潔に言えば、RとしてのCには、そのような記録・報告は、存在理由がない、と言えるであろう。

そこで、まとめてみるなら、図 2に示した複数のCTWRを繋ぐネットワークの結び目のどこかに、つまりCTWRのうちの誰かに、何らかの裨益をもたらすことがができるなら、そして、そのことをCTWRが気づき記録・報告の存在を容認することが出来、その存在に何らかの積極的な価値を認めることができるなら、少なくともそれぞれにとっては、臨床実践記録・報告は存在理由があるのだ、と言えよう。しかし、すべての結び目に、必ずしも積極的な価値が保証され容認されるわけでも無い場合がある。さらに、CTWRのどこかに、消極的なあるいは否定的な価値をもたらす場合もありうる。その場合、ことに否定的な価値しか認められない結び目にとっての記録・報告の存在価値と、積極的な価値を認めるCTWRとの間に、価値の深刻な対立と葛藤の可能性が生じる場合には、その葛藤を予期し、できるならば、事後にではなく事前に、どう解決するかその方途を求めるという問題が発生するわけである。その可能的な問題を解決するための一つの便法として、「匿名化」という実践の慣習が生まれたものと理解されたのであった。すなわち、実践記録・報告の公刊による、(1)消極的な価値の発生を防止する。すなわち、具体的には、たとえば、来談者のプライバシーの侵害を防止する。しかも(2)積極的な価値の生成を持続的に維持する。すなわち、具体的には、実践記録・報告を存続させる。さらには、公刊の持続と存続を保証する。これら、(1)と(2)を両立させるために、「匿名化」の慣習は、生まれたものであると、考えられたのであった。「匿名化」は、以上のようにも、定式化されうる。

さて、しかし、先の論稿において明らかにしたように、じつは、「匿名化」は、「秘密」と「公刊」の矛盾、「守秘」と「伝達」の矛盾、を本質的に内包している実践慣習なのである。その矛盾と無理とが、種々の事例において、露呈されることが指摘されたのであった。そこで、この矛盾を真正面から受け止めて、「匿名化」の問題性を克服して、臨床実践記録・報告の積極的な存在理由を実現する方途はないものか、という問いが、これから、ここで問われる我々の「問い」となるであろう。

匿名化から実名化へ

ここで、改めて、通例、匿名化がなされる臨床実践記録・報告における来談者（C）の匿名を実名化する場合を考えてみよう。この実名化が異議を招くとすれば、その異議の理由は、言うまでも無く、来談者に何らかの被害が生じる可能性が生まれる、ということであったはずである。実名化によって事実性が損なわれるという理由ではなかったはずである。つまり、匿名化は、事実性を維持し保全するためにとった、最小限の「事実の変形」であったはずである。匿名化という、つまり、来談者の実名を「匿名」あるいは「別名」などに変形することによって、臨床実践の事実性、正確で妥当な事実であることを、維持し保全しようとし

たのであった。しかし、極めて素朴に言えば、そのことによって、たとえ僅少であるにせよ、その記録・報告の事実性は喪失されている、とも言えないことはないのである。さらに「匿名化」だけではプライバシーの秘匿に不十分である事情も明らかになった。そこで、たとえば、関係者の居住市町村名を匿名あるいは別名とすることが示唆されたりもする。しかし、そうなればなおのこと、事実との乖離はさらに拡大する。これは、例えば、刑事裁判記録において、犯罪の犯人の名前も居住所も実名で記録することと考え合わせてみれば、匿名化された臨床実践記録は、その事実性の一部を、これまで論じてきたような目的をもって意図的に「歪曲している」とも言えないことはないのである。例えば、ある愚かな論者が、「匿名化は事実を歪曲するものである」あるいは「匿名化は事実を秘匿するものである」と叫んだとしても、そこに一片の真実もない、とは言いがたいのである。急いで付言しなくてはならないが、だから「匿名化」はすべきでない、と言おうとしているのではない。そうではなくて、指摘したいのは、「匿名化」によって、既に、これから主題として取り上げることにする「虚構化」の道への一歩が踏み出されていることになるのではないか、ということが指摘されうるということなのである。さらに言えば、「匿名化」によっても失われないこと、維持され保全されている事実性とは何か、ということの主題化が促されることになる。そして、さらに言い換えれば、「匿名化」によって「失われること」と「失われないこと」とはそれぞれ何であるか、を明示化し主題化することが、促されることになる。

匿名化から虚構化へ

「匿名化」によって「失われること」(除去され・喪失されること)と「失われないこと」(保存され・残留すること)、そして、「加えられること」(添加され・付加されること)がある。しかし、この除去・喪失、保存・残留、添加・付加ということは、原事実と原体験に何らかの変換を施せば、必ず起こることである。もし、「原事実と原体験」をそのまますべて保存したいというのであれば、その「原事実と原体験」の総体をもう一度繰り返すほかは無い。現地と同じ詳細さをもつ地図は、現地と同大であるほか無く、それは、無用の長物となる運命をもつ(ボルヘス、1976、153—154)。「原事実と原体験」をそのままに繰り返すことは、「歴史的出来事の一回性」の原理からして、不可能である。しかも、仮に、その繰り返しが完璧に行われえたとしても、その繰り返しが「繰り返し」であるという点において、「原事実と原体験」とは性格が異なることは避けられないのである。そこで、例えば、実践の記録・報告にしても、原事実と原経験そのものとの関係においては、記録し報告した場合、その記録・報告には、原事実と原体験からの除去・喪失も、保存・残留も、添加・付加も、すべて起こっているのである。そうしたことが起こるという点については、「匿名化」も「実名化」も何ら変わりはないのである。そこで、「匿名化」によって既にその一歩を踏み出したことが気づかれた「虚構化」を、さらに押し進める方向を考えてみよう。その際、「虚構化」によって、何が除去・喪失され、保存・残留され、添加・付加されるか、に注意を払いながら、「虚構化」の積極的な意味を見出すことに努めてみよう。

「虚構化」をめぐる一つの原体験:伝達における虚構化の方向と意味

ここで、ちょっと調子を変えて、「虚構化」に関連する私の一つの原体験を紹介し、その原体験から私が掴んだ一つの小さな洞察を述べることをしたい。

その原体験とは、かつて私が勤務していたことのある或る大学における仕事との関連で、私が経験したことである。その仕事で求められたことは、その大学のある側面に関して、現状を改善し改革するために、大学の現状や実態をまず明らかにし、ついで、その現状や実態に即した改善策あるいは改革案を、報告書として提案する、というものであった。日本と諸外国の他大学がそれと同種の仕事をどのように進めているかを検討してみた。すると、そこには、何ら改善や改革を必要としないような立派な現状と実態が紹介されており、従って、考えてみれば、基本的には、改善も改革も必要としない、と報告している報告書ばかりが見出されたように、私には思われたのである。他方、私は、それまでに、内外の幾つかの大学を内部の人間として経験しており、何らの改善も改革も必要としないような大学は、少なくとも私の経験の範囲では、この世の現実では、存在しなかったように思われたのである。では、なぜ、このような奇怪な矛盾、つまり、(1)改

善や改革を大して必要としない大学であるという報告ばかりが見られる一方で、(2)私の個人として見聞、経験、体験した諸大学では、抜本的な改善や改革を必要としない大学は存在しなかった、という私の原体験、この(1)と(2)の間の矛盾はどのようにして生まれているのだろうか。いや、この矛盾は、実は、一人私個人だけに経験された矛盾ではなくて、少なくとも、私が心を開いて語り合った、内外の幾つかの大学に勤務する多くの同僚教職員の経験でも、深く共有されていると確信することの出来る矛盾なのであった。では、我々は、自らの勤務する大学の現状、実情や実態を詳細に具体的に把握すれば、それを、そのまま報告書に記述して公にすることができるであろうか、と自問してみた。すると、それは不可能であるということに、我々も直ちに気づかざるを得なかった。それはなぜか。例えば、仮に、所属する大学において、ある特定の教師あるいは職員の言行で何らかの改善を要するような問題を孕んだものがあることが分かったとする。では、それを直ちに、大学内部の関係者のみならず大学外部の第三者も読むことになる可能性のある報告書に、ありのままに詳細に指摘し報告することが果たして適切であろうか。分かり易い具体的な例で言えば、例えば、ある教師Aは休講が過度に多いとか、Bは遅刻が多いとか、Cは女子生徒にえこひいきが強いとか、Dの講義は、教科書をただ読み聞かせるだけのものであるとか、そういったレベルの問題を考えてもよいであろう。仮に、そうした小さな問題であったとしても、いざ、その「事実」を具体的に公表し指摘して、その改善を求めるなどということになると、その小さな問題が、俄かに、極めて重大となり、更にまた、思わぬ難問題を発生させる危険があり、結局、報告書に記述することは、極めて困難であることが明らかになったのである。ましてや、もっと重大で深刻な内容が問題の場合は、その困難は、我々の予想を遥かに越えるものがあった。一つには、外部に向かって内部の恥を曝すという意味があった。さらに、そもそも「事実」の確認が困難であるということがあった。もし、「事実」を指摘して改善を求めると、ある個人を批判あるいは攻撃している「個人攻撃」と見なされ易いということもあった。しかも、批判され攻撃をされていると受け取った個人が自己弁護あるいは弁解の機会を与えられなければ、不公平とのそしりは免れ得ない。その場合、その「事実」なるものの確認を確実にしようということになれば、それは、刑事裁判におけると同様に、膨大な時間と労力を要することになるであろう。しかも、その確認が出来た時点に、もし仮に「改善と改革」が既になされていたとすれば、その「事実」がかつて「在った」ことが確証されたとしても、既にその「事実」は現実には「無い」ということになる、という滑稽な事態が結果することになる。そのような場合を予期しても、「事実」を確証することにどのような意味が見出せるのであろうか。そこで、そもそも「報告書」の本質的な課題は何であるか、ということに遡っての検討が必要だということになった。簡単に言えば、その課題は、現状と実態を把握し、改善と改革の案を策定し、その改善と改革を進め、現状と実態に望ましい方向への変化を促し、改善と改革の実現の可能性を拡げればよいのだ、ということになろう。すると、「事実」を事実として確認し、その事実を批判し、その事実にかかわる個人を批判し攻撃して、改善を求めるという過程は、まったく必要ないのではないか、ということが問題として気づかれるに至ったのである。そうではなくて、むしろ、ありうる問題点とありうる「事実」の存在の可能性を指摘し、当事者である読者たちにそれらへの気づきを促し、改善と改革の方向を指し示し、現状と実態そのものの望ましい方向への変化が、当事者たちにおいて、自然に生まれることを促すことこそが「報告書」の課題であることが明確となってきた。つまり、報告書の内容は、「事実」であることそのこと自体が大事なのではなくて、その「事実」の存在の可能性への気づきを促し、望ましい方向への変化を促すことができればよいのだ、ということが明白と成った。それに、報告書が出されても、当事者自身が自覚して、改善あるいは改革を目指そうとしない限り、そもそも、その実現は不可能なのである。「報告書」は、「飴でも鞭でもない」。そこで、特定の個人を捉えていわば「犯人扱い」することは全く必要がないことであり、むしろ、有害とさえなりうることも明らかとなった。そのことによって生まれる望ましくない諸結果、たとえば、大学内の人間関係の険悪化、「冤罪」事件の発生の危険性、などなどを考えると、改善すべき「事実」そのものに執着することは、むしろ、愚かなことである、とさえ考えるに至ったのである。それと同時に、問題とすべき「『事実』の存在可能性への気づき」をどのようにして、多くの人々に促し共有することができるか、ということが検

討すべき課題として浮かび上がってきたのである。

さて、そこで、登場したのが、「虚構化」の方法であった。種々の配慮の結果、つぎのような「虚構化」の諸方法が考案された。ただし、ここでの「虚構化」は、「事実を事実としてそのままに」述べる「直接法」と名づけられた方法に対比される「間接法」と名づけられた方法として、提示されたのであった。「事実を事実としてありのままに述べる」「直接法」は「匿名化」を要請することになる、このことは既に繰り返し述べてきた通りである。さて、「間接法」と名づけられた一連の方法としては、つぎのようなものが、発見、発明あるいは考案された。A)「仮定法」、B)「虚構法」、C)「第3者法」、「傍観者法」あるいは「非関係者法」、D)「予防法」、E)「希望法」、F)「混成法」、G)「全部否定法」あるいは「部分否定法」、などである。以上の、あるいは珍妙に映るかもしれない命名は、極めて便宜的なものである。その内容を簡潔に説明することを、以下で試みてみよう。

A)「仮定法」: 仮定上の事柄とし述べる方法である。例えば、「仮にもし、万が一、これこれのことが起こった場合には、これこれの問題が発生するであろう。だから、そうした場合には、これこれのことをしなくてはならないだろう。」という述べ方をするものである。仮定上のことであるから、現実にそのようなことが起こっている、と述べているわけではない。しかし、現実の事柄と全く同じ事柄を、仮定法で述べることができることは、言うまでもないであろう。仮定法で述べることによって、個別的な現実の事例について述べることに伴う困難を回避しつつ、しかも、実質的には、事実の事柄を述べることもできる。

B)「虚構法」: 虚構の世界の事柄として述べる方法である。例えば、「これは現実の話ではない。ある空想上の世界において起こったことである。」という述べ方をするものである。現実の事柄を、虚構上の世界の事柄として述べることで、「事実を事実としてそのままに述べる」ことに伴う困難を避けることができる。

C)「非関係者法」: 身近な個別的に同定できる特定の関係者についての事柄としてではなくて、その関係者とは関係の無い、(a)時空を特定できない出来事と人物にかかわる出来事として、あるいは、(b)まったく異なる特定の時空における出来事として、述べる方法である。例えば、現代の日本において数ヶ月前に私と関係者との間に現実に起こった出来事を、そのままに「事実を事実として」述べて報告することに代えて、いわば、「いずれのおおんときにか」といった趣で、「何時の頃のことか、何処の地方で起こったことであるかは、私にも分からないが」などとして、時空の特定を避けて述べてみたり、あるいは、ギリシャでも殷秦でもよい、現代から時代を遥かにさかのぼった或る外国での出来事として述べてみたりする、という方法である。そして、その出来事においては、これこれのことがあったらしい、その場合には、現実にはこうなったとか、こうした方がよかったであろうとか、あるいは、こうしなくてはならない、とかいう、述べ方をするのである。この方法でも、「直説法」が生む困難を避けることができる。

D)「予防法」: この方法では、過去の出来事について述べるのではなく、かりそめにも、将来起こってはならないこととして、現在は起こっていないのだが、将来、悪い条件が重なれば十分に起こりうること、起こる可能性が無いとはいえないこと、などとして指摘し、十分の注意を払い、また、仮に起こった場合に向けて、その予防対策を講じておかなければならない、という述べ方をする方法である。これで、「直説法」を避けることができる。

E)「希望法」: 現在の時点で起こっているかどうかは分からないが、将来において「起こって欲しいこと」として、ある出来事を述べるという方法である。いわば、希望する状態、理想とか「夢」の状態として、述べることである。良い出来事への「希望法」は、悪い出来事への「予防法」に対応している。これでも、「直説法」の回避が可能となる。

F)「混成法」: 以上のような諸方法は、種々の仕方で組み合わせて、新しい方法として、用いることができる。いわば「カクテル方式」である。例えば、「直説法」から、「虚構法」によって、虚構の世界にいったん移行した上で、その世界で、仮定法、予防法、希望法を採用すれば、「間接法」としては、二重にも三重にも、直説法の問題から遠ざかることができるであろう。

G)「全部否定法」あるいは「部分否定法」: これは、以上のような多様な「虚構法」の複数を採用した上で、それらの総体に関する性格付けをする方法であ

置づけうる問題である、ということを、指摘しておきたい。

広義の「虚構法」と狭義の「虚構法」

まず、これらの「間接法」の諸方法は、臨床実践記録・報告における叙述に、適用可能であると思われる。もちろん、そのそれぞれの適用は、以上の場合とは脈絡が異なるので、そのままではないであろうし、また、その適用から生じうる問題の詳細はさらに考究を要するであろう。しかし、「匿名法」が要請されるもととなった「直接法」のもつ、もろもろの困難を回避できる可能性が、「間接法」の適用によって、より一層増大したと考えられる。

ここで、以上のような諸方法をとりまとめて、全体として、「虚構法」とここでは呼ぶことにする。「間接法」という名称では、文脈を離れては、意味が分からないという欠点がある。そして、「虚構法」の名称は、その欠点が少ないからである。そして、上記のB）を狭義の「虚構法」と呼ぶならば、上記の「間接法」全体としての「虚構法」は、広義の「虚構法」とも呼べるであろう。

ところで、「虚構」という言葉は、岩波『広辞苑』（第3版、1983）には、「事実でないことを事実らしく仕組むこと。また、その仕組んだもの。作りごと。フィクション。」とある。「事実でないことを事実らしく仕組むこと。」ということは、その仕組まれたものは、「作りごと」である、ということである。これが、一般常識における「虚構」の意味であろう。すると、「虚構化」というのは、この一般常識に従えば、「事実でないこと」を「事実らしく」叙述することである、ということになるであろう。一般常識での「虚構」とは区別される「芸術における虚構」については、別に論じる必要があり、ここで触れることは控える。

さて、本稿において、これまで考察されてきている狭義の「虚構化」とは、臨床実践記録・報告において報告されるとき、「事実であること」があり、それを記録・報告するに当たって、ありのままに「事実を事実として」叙述し、その際、関係者をその実名で記すことには、つまり「実名化」には、諸事情から困難であって、そのために、「匿名化」が求められていたのであった。その諸情況のもとで、「匿名化」が満たすべき必要をさらに一層よく満たす可能性の一つとして、「虚構化」が提案されたのであった。しかし、それは、興味深いことに、上記の一般常識の「虚構」、すなわち、「事実でないことを事実らしく仕組む」のとはむしろ全く逆に、もともとは「事実である」ことを、あたかも「事実でないこと」として、いかにも「事実でないことらしく」仕組むことである、とも言えよう。端的には、「事実であること」を「事実でないこと」として述べることである、と言える。そして、広義の「虚構法」とは、報告の叙述には「事実」と「狭義の『虚構』」の両方が含まれるばかりでなく、上記の諸方法（「仮定法」、「虚構法」、「非関係者法」、「予防法」、「希望法」、「混成法」、などなど）が用いられていること、さらには、ここでは明示化していないその他の可能な諸方法が用いられていること、そして、それら全体を、上記G）の「全部否定法」あるいは「部分否定法」の何れかの仕方による自己言及によって、自己性格付けしている方法である、と考えることにしよう。そう考えるならば、広義の「虚構法」によって叙述されている「臨床実践記録・報告書」は、叙述されていることの個々の詳細は、「事実であるか事実でないか」は曖昧化されるか、あるいは、「事実ではない」と否定化されるか、何れかの性格をもつことになるわけである。

ここで、「事実」とは何か、という途方も無く難しい問題が立ち現れてくるが、ここでは、臨床実践記録・報告の書き手（W）が、「匿名化」の可能性を考える以前に、仮に何らの困難も存在しないとすれば「実名化」によって記録・報告したいと願っていた事柄、しかし、諸事情によって「匿名化」を考えざるを得ない事柄、そして、少なくともその書き手自身は「事実」と見なしている事柄である、としておく。「事実」とは何かということを「真実」、「現実」、「真理」、などとの関係の中で明確にすることが、確かに必要ではあろう。が、この問題は膨大であり、ここでは、避けておくことを選び、これ以上は深入りしないことにする。

臨床実践記録・報告における虚構化：「伝達における虚構化」と「創造における虚構化」

「匿名化」の考察の延長としてこれまで考察してきた「虚構化」は、狭義にせよ広義にせよ、臨床実践記録・報告における「虚構化」であり、それが活用され

る場は、臨床実践における「経験の伝達・伝承・継承」にある、と考えられる。つまり、「実名化」により記録・報告されるはずの内容を、既に我々には自明の困難を回避するために、「匿名化」により、あるいは、「虚構化」により、「伝達・伝承・継承」する、という脈絡においてのことであった。比喩的に言えば、実名化による記録・報告では種々の困難な問題を惹起する場合に、「匿名化」あるいは「虚構化」という、いわば「オブラート」に包む仕方を経て「伝達する」という問題である、とも言えよう。

ここでは、伝達すべき事柄内容を、如何にして、以下の条件を満たしながら伝達するか、ということが問題となる。すなわち、一方では、(1)「直接法」による伝達における短所の残存を最小限にする、あるいは絶無にする。他方では、(2)「虚構法」の長所を最大限に活かし、その短所を最小限にする。

「虚構法」の長所と短所は、思いつくままに挙げるなら、以下の通りである。

長所：

(a)　「虚構法」による報告は、読者が自由に、「直説法」に読み替えることも出来る。

(b)　「虚構法」による報告では、「直説法」で表現できたことは、「それが事実である」という一点を除けば、すべて表現できる。

(c)　「虚構法」による報告では、「匿名法」で表現できたことは、「それが事実である」という主張をしない限り、すべて表現できる。

(d)　「虚構法」による報告では、「直説法」での報告の内容の加筆訂正削除が、自由にできる。

(e)　「虚構法」による報告では、変形（デフォルム）や強調も自由にできる。

(f)　「虚構法」による報告では、「モデル」となる幾つかの実践事例のエッセンスを組合せ混合させて、一つの事例の叙述として総合して、提示することも可能となる。

(g)　「虚構法」による報告では、現実の事例のみならず、現実の事例についての経験から得られた洞察を体現している想像上の事例を創作して、洞察を鮮やかに提示することも可能となる。

(h)　「虚構法」による報告では、それが目的であったので当然のことであるが、「匿名法」と比較してもより一層有効に、プライバシーの侵害などの危険を回避できる。

(i)　「事実を描いている」と称する「直接法」の叙述ばかりでなく、「事実ではない」と称して描く「虚構法」の叙述からも、臨床実践について多くを学ぶことが出来ることを覚らせることができる。

(j)　臨床実践記録・報告に「虚構法」が広く取り入れられることによって、これまで困難であった症例の記録・報告が可能となる。それだけ、記録・報告の世界が豊饒化する。……など、など。

短所：

(ア)　「虚構法」による報告では、現実の或る特定の事例についての報告を、「それが事実である」という主張を伴っては、提示することは出来ない。また、それをしてはならない。

(イ)　「虚構法」による報告では、報告があくまで「事実であること」を求める読者を満足させることは、不可能である。（もっとも、そうした読者に、「事実」と「虚構」について再考させることになるであろう、それは、短所ではなく、長所であろうが。）

(ウ)　「虚構法」による報告では、極めて異例の事例については、それが事実であっても、読者には、「虚構であり事実ではない」と誤解される恐れを生じる。にもかかわらず、それが「事実である」と自己言及するくらいなら、「虚構法」は、そもそも不要であろう。その場合は、「匿名法」によるのがよく、これが「虚構法」の限界ということになるかもしれない。

(エ)　「虚構法」による報告では、「全部否定法」の場合は、その中には「事実に近いもの」があっても、すべて書き手の想像による創作に過ぎない、と見なされる恐れを生じる。また、「部分否定法」の場合には、書き手の想像力による創作と、現実事例の記録の「虚構化」による報告と、両者の間の区別を、読み手が読み誤って、事実を創作、創作を事実と、誤解してしまう可能性が生まれる。

(オ)　「虚構法」による報告が増えると、臨床実践体験から生まれた洞察を正確にしかも生き生きと伝達する意図に発する報告と、想像力に基づく現実には在り得ないような事実的裏づけの無い興味本位の事例の虚構作品との区別が難しくなり、「直説法」による、「匿名化」を用いた報告のように事実に対する敬虔で厳粛な思いを伴った報告が、興味本位に読まれる風潮を生み出す恐れが生まれうるかもしれない。

多種多様な「虚構法」による臨床実践体験記録・報告が、具体的な姿で多数現れれば、その長所も短所も、さらに、ここでの予想を遥かに越えた仕方で、明らかになってくるであろう。ここでは、その点について、いわば「虚構法」によって、「虚構法」の長所と短所を思いつくままに挙げてみた。今後のさらなる探究は、読者にお任せしたい。ここでは、「虚構法」が、「直説法」の欠点を補い、「匿名化」では及ばない可能性を垣間見せていることを指摘して、臨床実践体験記録・報告のさらなる豊饒化への方向を確かに示唆できれば、本稿の目的は十分に果たせたことになる、と私は考えたい。

どうしても後まで残るのは、臨床実践記録・報告における「事実」とは何かという問い、そして、「事実」はなぜどこまで重要かという問いであろう。さらにまた、「事実を事実としてありのままに」記録している（と自称し自己言及する）報告を読む場合と比較して、「虚構化」による報告を「虚構化による実践記録・報告」として読む場合とでは、その報告を読むことの、読み手にとっての意味の変化は何か、という問いであろうか。しかし、本稿の論究は、ここで止める。

おわりに

本稿では、先の「匿名化」についての考察を受けて、実践報告の存在理由に即して、「実名化」の方向とならんで、主として、「虚構化」の方向の可能性について考察した。さて、ここに到って、これまでの考察は、実践記録報告なるものが、科学的あるいは学問的研究活動の一環として存在し、その一部としての存在理由を有しているということを、自明の前提としていたことに気づくことになる。なぜならば、「虚構化」は、通常、科学におけるよりは、芸術において、中心的な方法とみなされている、ということがあるからである。単純化して言えば、これまでの考察においては、「実践記録報告における、臨床実践的事実あるいは洞察の伝達機能（あるいは伝承機能・継承機能）を自明の前提として、その伝達における匿名化と虚構化」を考察してきた、ということになるであろう。ところで、では、改めて、「虚構化」を中心に据えてみよう。すると、芸術における「虚構化」の存在がどうしても目の前に浮かび上がってくる。そこでは、「虚構化」は、「伝達の対象としての読者」観による伝達機能よりも、「創造の媒介としての読者」観による創造機能（西郷竹彦、1991／1971、136）を果たしている、とも言われる。もとより、臨床実践を記録報告することは、文字通りには、「芸術」活動ではないであろう。しかし、臨床実践も、また、臨床実践記録報告も、言うならば、単に「事実」をめぐる「科学」であることだけに留まるというよりは、「経験」や「体験」にかかわる「芸術」（文学、絵画、音楽、演劇、舞踊など）や「芸道」や「技芸」（武道、茶道、書道、など）に比すべき性格をも有していることが、これまた、確かであろう、と思われる。「科学は問題を解決する。芸術は問題を提示する。」とは、ロシアの劇作家チェホフの言葉である、という（同上書、70）。人間心理にかかわる「臨床実践は、科学か芸術か」という問題も立ち現れて来る。そして、仮に、「虚構化」の本領は、伝達にあるよりは創造において発揮されるとするならば、臨床実践記録報告における「虚構化」の問題に考察が及んだ以上、この考察は、勢いの赴くところ、「虚構化」の創造機能を無視して終えるわけには行かない、ということに気づくことになる。こうして、つぎの考察は、臨床実践にかかわる「虚構化」、それも、その創造機能を中心に据えた考察へと進むことになる。それは、また、臨床実践の科学としての側面から、芸術としての側面に、重点を移すことを意味するかもしれない。さらには、自然科学としての心理学から、人間科学としての心理学に、重点を移すことを意味することになるかもしれない。考察はいよいよ佳境に入ることが、私には予感される。

（注）本文中の**「虚構化」をめぐる一つの原体験**に関しては、関係者に御迷惑を及ぼす可能性が全く無いとは言えないので、「事実ではあるが、匿名化する」ことにした。その資料を示すことも避ける。「匿名法」の一実践である。図１と図２の作成に当って、淑徳大学大学院の岡愛子氏のご協力を得た。謝意を表したい。

参照・引用文献

ボルヘス　1976　中村健二訳　悪党列伝　晶文社
西郷竹彦　1991/1971　虚構としての文学：文学教育の基本的課題　国土社
吉田章宏　2004　匿名化を「選ぶ」の構造：心理臨床実践報告におけるその意味　淑徳心理臨床研究　創刊号　11-24